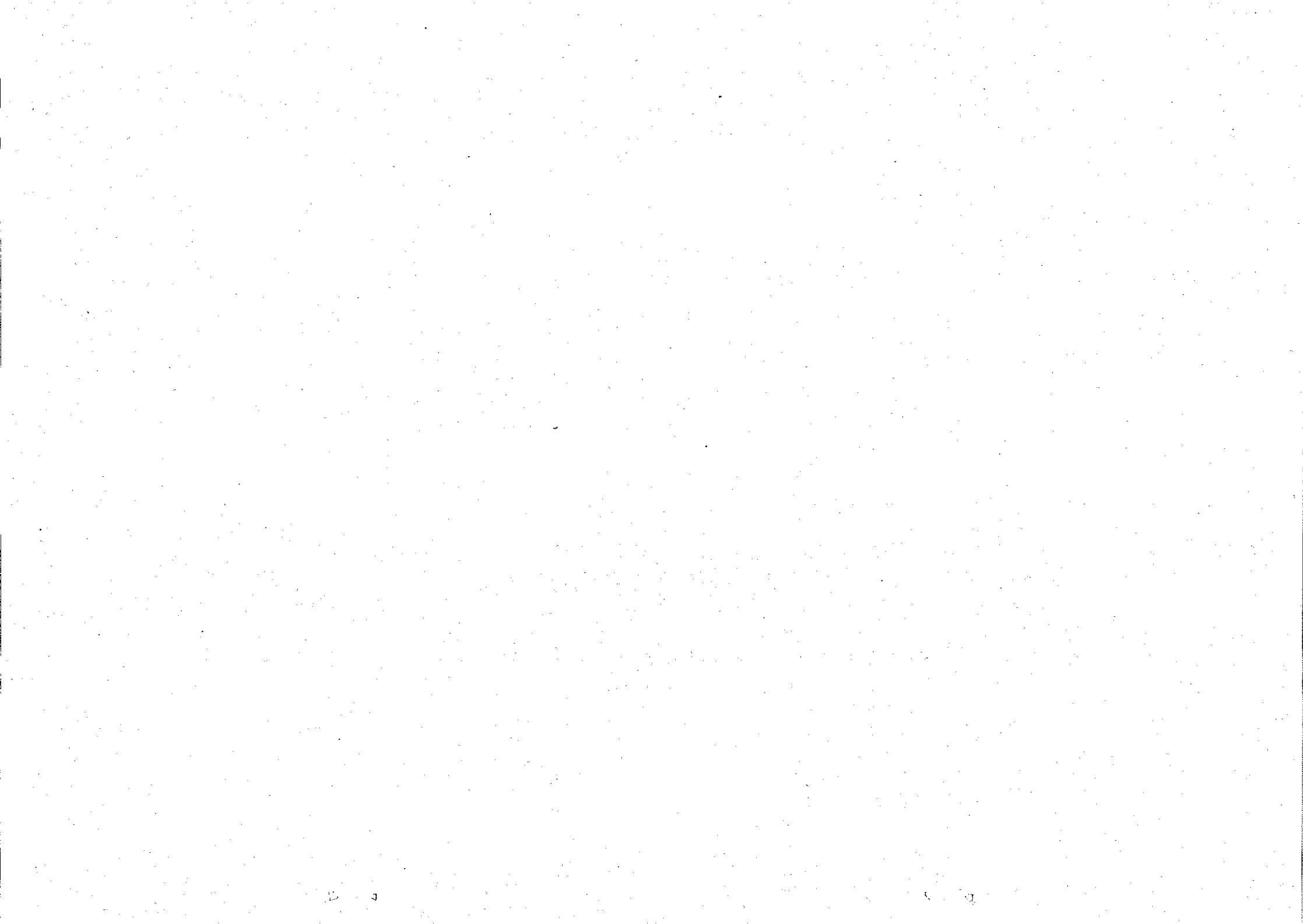


※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※  
※  
※  
※  
※  
平成22年第4回箕面市議会定例会議案  
(追加第3号)  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

報告第35号 専決処分の報告の件（市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解） ..... 1

報告第36号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解） ..... 5

箕 面 市



報告第35号

専決処分の報告の件

市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年12月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成22年9月2日 午後4時10分頃
- 2 事故発生場所 箕面市萱野一丁目455番3地先 市道芝坊島線と市道西坊島芝線の交差部
- 3 相手方 [REDACTED]  
(所有者) [REDACTED]  
(運転者) [REDACTED]
- 4 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の運転者が原動機付自転車で北から南に走行し右折しようとしたところ、石張り舗装の石の一端が路面に浮き上がった状態であったため、前輪を乗り上げ転倒し、左肩に打撲の損傷を負い、原動機付自転車を破損したものである。

5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、52,470円（人身に係る損害額13,470円、物損に係る損害額39,000円）とし、市は、相手方に15,741円を支払う。

6 和解年月日 平成22年11月30日

(写)

専決第 15 号

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成 22 年 9 月 2 日箕面市萱野一丁目 455 番 3 地先路上において発生した人身及び物損事故に関し、  
[REDACTED]

[REDACTED] を相手方とし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により別紙のとおり和解する。

平成 22 年 11 月 29 日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第35号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

報告第36号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年12月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成22年8月25日 午後2時頃
- 2 事故発生場所 箕面市大字栗生間谷2898番地1 環境クリーンセンター敷地内
- 3 相手方 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 4 事故の状況 本市の職員（市民部環境クリーンセンター環境整備課）が、上記日時・場所において、ペットボトルの運搬作業中に公用車を後進させていたところ、後方で駐車していた相手方の車両に接触し、後部右側を破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は260,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- 6 和解年月日 平成22年12月6日



(写)

専決第 16 号

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成 22 年 8 月 25 日箕面市大字粟生間谷 2898 番地 1 環境クリーンセンター敷地内において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、[ ]

[ ] を相手方とし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により別紙のとおり和解する。

平成 22 年 / 月 / 日 専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第36号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。